

介護職員初任者研修

学 則

(1) 開講の目的

当研修は、在宅サービスの中核となる介護職員の養成を図り、高齢化社会への対応の一助とする。

(2) 研修の名称及び課程

群馬中央医療生活協同組合 介護職員初任者研修

(3) 研修の実施場所

群馬県前橋市朝倉町 830-1 生協会館 2F

(4) 研修受講対象者

研修終了後、介護職員として就労を予定される者。また、現在介護職員として就労している者。なおかつ研修全日程を休まずに受講できる者。

(5) 受講手続き

募集期間 開講の概ね2ヶ月前から募集し、2週間前に締め切る。

(6) 受講料

受講料 60,000円 (テキスト代含)

実技試験または筆記試験が不合格で介護職員初任者研修の資格が取得できなかった場合受講料は返金されない。

また、退学の場合も受講料は返金されない。

※他の事業所で補講・追実習を受けた場合の受講料は別途費用となる。

(7) 研修時間及び研修カリキュラム

別紙資料参照のこと

(8) 講師氏名

別紙資料参照のこと

(9) 研修修了の認定方法

研修におけるすべての科目を受講し、実技演習試験と筆記試験に合格した者。

実技演習試験は担当講師により実施される。不合格だった場合、その日の内に担当講師より指導、再試験を実施する。また筆記試験の合格ラインは6割以上の正答とする。不合格だった場合、2週間以内に再試験を行う。なお、再試験は1回とする。また、再試験のための補講はなく、自主学习とする。再試験でも不合格だった場合は、介護職員初任者研修の修了証は交付されない。

(10) 遅刻・欠席の取扱い

受講時間は、9時～17時。(カリキュラム内容によって終了時間の変更がある。)

やむを得ず欠席する場合は必ず連絡をすること。遅刻・早退の場合は欠席とみなす。

やむを得ず欠席した場合には、当事業所で実施する次回の同一課程の研修で補講と筆記試験を受けることができる。なお補講料については1時間1,000円とする。また、履修期間中に他事業所で実施する同一課程の研修を受

講することも可能だが、その場合の受講料は別途相談とする。

(11) 講義・実習の免除について

当講座については、介護業務経験による科目免除はなしとする。

(12) 退学

研修の秩序をみだしている者、学力不足で修了の見込みが無いと判断した者、正当な理由が無くして欠席が続く者については、話し合いのうえ退学を命ずることがある。

(13) 個人情報の守秘義務

研修の過程で知り得た利用者の個人情報は、家族も含め第三者に漏洩してはならない。研修終了後においても同様に漏洩してはならない。(漏洩が明らかになった場合には、個人情報保護法により罰せられる)

(14) その他の情報公開

前橋協立病院ホームページ <http://www.kyouritsu.org/>

附則

- 2013年1月1日制定
- 2013年4月1日改定(一部改正/受講料、研修認定の方法変更)
- 2018年11月13日改定(一部改正/免除項目の削除、補講の扱い変更)
- 2018年11月16日改定(一部改正/科目免除に関する記載)